第5章

計画の推進について

計画の推進体制

計画の推進体制

(1) 市民、関係団体、行政等の連携による計画の推進

本計画は、成年後見制度の利用を促進するため、基本理念及び基本目標を定め、 札幌市の成年後見制度の利用を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であ り、市民、関係団体、行政等が、それぞれの役割を担いながら連携し、計画を推進して いくことが必要です。

(2) 計画の進行管理・評価

本計画は、附属機関である札幌市地域福祉社会計画審議会に進捗状況等を報告し、評価・意見をいただき検証していきます。

なお、中核機関の運営等に関しては、地域連携ネットワークにおける協議会から 意見をいただきながら、今後のより良い施策展開につなげていきます。

(3) 成果指標

本計画の成果を客観的に確認するため、3つの基本目標ごとに成果指標を設定 し、検証していきます。

基本目標Ⅰ 成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します

指標	基準 (2020 年度)	目標 (2021 年度)
中核機関及び協議会の設置	_	設置

【考え方】

権利擁護支援を必要とする人を適切な支援に結び付け、本人の意思決定支援・ 身上保護を重視した制度として運用していくためには、成年後見制度の関係者で 構成される地域連携ネットワークを構築することが重要となります。

そのため、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核となる機関を設置するとともに、当該ネットワークを効果的に機能させるための協議会を設置し、 権利擁護支援に資する体制を整備します。

基本目標Ⅱ 誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます

指標	基準 (2018 年度)	目標 (2023 年度)
成年後見制度の市民の認知度 (制度内容を知っている市民の割合)	26.8%	33%

【考え方】

誰もが安心して成年後見制度を利用できるようにするためには、成年後見制度が、本人の生活を守り、権利擁護支援を図るための手段のひとつであることを、多くの市民に知っていただくことが重要となります。

そのため、成年後見制度に関する広報・啓発活動等を積極的に行うことで、制度利用の促進を図ることを目指します。

指標	基準 (2020年度)	目標 (2023 年度)
権利擁護支援に関する研修受講人数 (関係機関職員等)	_	3,000 人 (累計)

【考え方】

権利擁護支援が必要な人を発見し、適切な支援につなげていくためには、認知症や知的障がい、その他精神上の障がいなどによって判断能力が十分ではない人と、日常的に接している関係機関職員等が制度について関心や理解を深めるとともに、適切な支援につなげるための知識の向上を図ることが重要となります。

そのため、権利擁護支援に関する研修を通じて、意識醸成を図るほか、支援の質を高めることで、権利擁護支援が必要な人を適切な支援に結び付けられるよう取り組んでいきます。

指標	基準 (2020 年度)	目標 (2023 年度)
本人・親族申立ての報酬助成件数	_	330件(累計)

【考え方】

札幌市では、市長申立て事案において、資産・収入等の要件に該当した人に対し、 成年後見人等に対する報酬等の助成を実施しています。

今後、本人・親族申立て事案に助成対象を拡大することとし、経済的な理由によって成年後見制度が利用できないということがないよう支援していきます。

基本目標Ⅲ 後見人が活動しやすい環境づくりを進めます

指標	基準 (2020 年度)	目標 (2021 年度)
・後見活動等に関する相談対応 ・チーム構築の支援	_	実施

【考え方】

本人の意思決定支援や身上保護を重視した後見活動が行われるためには、成 年後見人等が孤立することがないような環境をつくることが重要となります。

そのため、成年後見人等からの後見活動等に関する相談対応を新たに実施するとともに、必要に応じてチーム構築の支援を実施することで、本人の意思、心身の状態及び生活状況等を踏まえた後見活動が行われるような環境づくりを進めていきます。